

IV 資料編

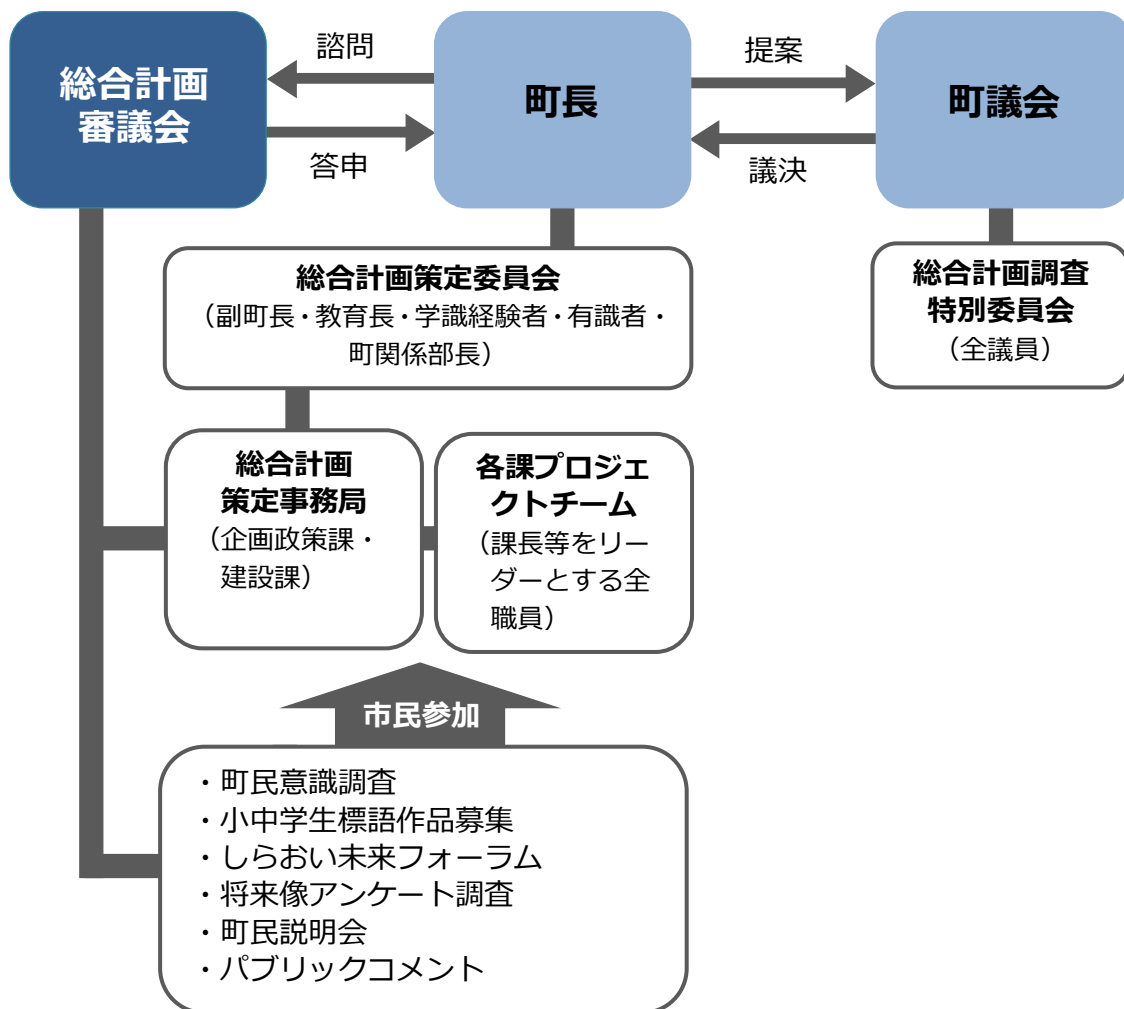
- 1 第5次白老町総合計画策定経過
- 2 第5次白老町総合計画策定組織
- 3 審議会答申
- 4 町民参加の取組
- 5 まちづくりに関する標語入選作品
- 6 将来像アンケート分析結果（概要）
- 7 白老町自治基本条例

1 第5次白老町総合計画策定経過

年月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2011 2月	策定委員会委員決定 第1回策定委員会 ○策定方針、策定体制等の検討		
4月		まちづくり町民意識調査 (～6月)	職員(各課プロジェクトチーム)説明会
5月	審議会委員決定	まちづくりに関する標語作品募集(～6月)	議会全員協議会 ○策定方針等の概要説明
6月	第1回審議会 ○策定方針、町の現状等の概要説明		
7月	第2回策定委員会 ○総合計画の枠組検討 第2回審議会 ○第4次総合計画の検証、まちの課題出し		
8月	第3回審議会 ○講演会、将来像アンケートの実施 第4回審議会 ○まちの課題整理、まちづくりに関する標語審査	しらおい未来フォーラム (講演会・将来像アンケート)	基本計画案の各課ヒアリング
9月	第5回審議会 ○基本計画案検討 第6回審議会 ○基本計画案検討	まちづくりに関する標語表彰式	
10月	第7回審議会 ○基本計画案検討 第8回審議会 ○基本計画修正案、総論案の検討		
11月	第9回審議会 ○基本計画案、基本構想案の検討 第10回審議会 ○基本計画案、基本構想案の検討		
12月	第3回策定委員会 ○AHP分析結果報告、基本構想案の検討	町長と白老町の明日を語る懇談会(広報)	職員説明・協議 ○基本構想基本計画案の確認
2012 2月	第4回策定委員会 ○基本計画案の検討	団体意見提案募集	
3月	第11回審議会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の検討		
4月		パブリックコメント 4/11～5/10 町民説明会 4/25・26・27	議会全員協議会 ○基本構想・基本計画案の説明
5月	第12回審議会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の最終検討 第5回策定委員会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の最終調整	パブリックコメントの回答・結果の公表	実施計画の検討(～10月)
6月	審議会からの答申		
7月			第1回調査特別委員会 第2回調査特別委員会
8月			実施計画各課ヒアリング 第3回調査特別委員会 第4回調査特別委員会
9月			計画案の審議・可決

2 第5次白老町総合計画策定組織

1) 策定体制



2) 総合計画審議会（委員名簿）

会長	吉良哲子	副会長	中野嘉陽
委員	安藤尚志	委員	大頭和彦
委員	岡澤幸一	委員	北平美樹
委員	木下聖吾	委員	広地紀彰
委員	前田智宏	委員	村木美幸

3) 総合計画策定委員会（学識経験者等委員名簿）

委員	鈴木聡士	(北海学園大学工学部社会環境工学科)
委員	有村幹治	(室蘭工業大学大学院工学研究科)
委員	田辺真樹	(白老町商工会理事)
委員	中谷通恵	(NPOお助けネット代表)

3 審議会答申

平成 24 年 6 月 1 日

白老町長 戸 田 安 彦 様

第 5 次白老町総合計画審議会
会 長 吉 良 哲 子

第 5 次白老町総合計画案の策定について（答申）

平成 23 年 6 月 1 日付けで諮問のありました第 5 次白老町総合計画案の策定について、別紙のとおり基本構想案及び基本計画案を策定しましたので、次の意見を付して答申します。

記

本審議会は、昨年 6 月に設置されて以来、町民意識調査や将来像のアンケート調査結果、小中学生によるまちづくり標語を踏まえ、さらに、町民説明会や意見募集を行い、第 5 次白老町総合計画素案についてその都度説明を受け、慎重な審議を重ねてきたところです。

本計画案では、総論において人口減少社会の到来や安全・安心に対する意識の高まりなど時代背景を見据え、また、豊かな自然の恵み、先人が培ってきた歴史や文化、多彩な産業構造など本町の地域資源を見つめ直し、これらを踏まえて、本町のまちづくりにおいて解決すべき 6 つの重点課題を導き出しています。さらに、基本計画においては、この重点課題に対応した戦略的かつ横断的な取り組みとして 6 つの重点プロジェクトと 14 の重点プランを掲げました。

また、分野別計画においては、施策ごとに課題を明らかにするとともに、行政評価と連動して着実な行政効果をめざすための評価指標を設定し、最終的に、5 分野、36 施策、123 基本事業の計画案としてまとめました。

この計画案は、私たち 10 名の審議会委員が 1 年間にわたって真剣な議論を行うとともに、町民や町職員がその思いと知恵を出しあい、大学の先生や有識者にアドバイスをいただき、また、パブリックコメントの意見・提案を踏まえながらまとめてきたものがあります。こうした取り組みは、町民と行政が共に理解し、協力する協働のまちづくりを行う上で重要な意味を持つものです。

加えて、総合計画の最も重要な点は、その実効性の確保とそのため取り組み姿勢です。

計画の推進にあたっての基本姿勢として、自治基本条例との連動や町民と行政との協働を謳っておりますが、常に町民との情報共有や意思疎通に努め、行政と町民が目標を共有し、共に行動できるまちづくりを目指していただきたい。

また、本計画に基づく実施計画は毎年のローリング方式で策定されることとしておりますが、計画執行においては、社会経済の変化や厳しい財政環境が予想されることから、行政評価を徹底するとともに、進行管理においては常に改革意識を失うことなく新たな変化や状況に対して柔軟に対応できよう改善努力を続けることが強く求められます。

これらを私たち審議会委員の総意とし、まちの将来像である「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を実現させ、次の世代に引き継ぐことができるよう心から期待し、答申とします。

4 町民参加の取組

1) まちづくり町民意識調査

- 調査対象 1,500名[満20歳以上を対象に各地区人口比で按分し、無作為抽出]
- 調査期間 平成23年4月20日～5月10日
- 回収数 548名[回収率36.5%]

2) まちづくりに関する標語作品募集

- 募集対象 小学校5・6年生及び中学校全学年
- 募集期間 平成23年6月1日～30日
- 応募数 580作品[538名]
〔小学生の部 303作品[270名] 〕
〔中学生の部 277作品[268名] 〕
- 入選作品 資料編「5 まちづくりに関する標語入選作品」参照

3) しらおい未来フォーラム

- 開催日 平成23年8月2日
- 参加数 85名
- 《講演会》
- 演題 将来の白老町のまちづくりを考える～財政と住民サービスのバランス～
- 講師 北海学園大学工学部社会環境工学科 准教授 鈴木聡士氏
- 《将来像アンケート》
- アンケート分析結果 資料編「6 将来像づくりアンケート分析結果」参照

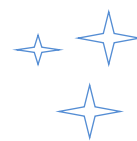
4) パブリックコメント（町民意見の募集）

- テーマ 第5次白老町総合計画(案)について
- 募集期間 平成24年4月11日～5月10日
- 提出状況 20名、69件

5) 町民説明会

- テーマ 第5次白老町総合計画(案)について
- 開催状況 平成24年4月25日 萩野公民館[参加者24名]
4月26日 竹浦コミュニティセンター[参加者16名]
4月27日 白老コミュニティセンター[参加者26名]

5 まちづくりに関する標語入選作品



小学生の部

たすけあう ころろはぐくむ しらおいちょう	[緑丘小 矢 橋 俊 哉]
未来にも やさしくしたい 町づくり	[虎杖小 高 田 将 斗]
つくろうよ！ みんなが笑顔！ 自然が豊か 白老町！	[白老小 佐 藤 花 耶]
たくさんの えがおあふれる げんきまち	[白老小 山 本 彩弥加]
このまちに 生れてこれて ありがとう	[萩野小 的 場 凌 泰]
私たち みんなでやろう 町作り	[緑丘小 山 中 茜 寧]
十年後 大人になっても 住みたい町へ	[緑丘小 杉 澤 雄 斗]
しぜんをまもり うつくしい白老町	[虎杖小 本 間 翼]
白老の みんなが元気 いい気持ち	[竹浦小 三 河 政 幸]
はじまりは みんなができる えがおから	[緑丘小 佐 藤 竜 真]
白老町 やさしさあふれる 元気まち	[社台小 明 石 亜矢香]

中学生の部

今やろう 活気あふれる 町づくり	[白老中 佐 藤 幸 佑]
育てたい あなたと共に 緑と絆	[萩野中 山 野 麻 鈴]
受け継ごう 緑豊かな 元気まち	[竹浦中 加 藤 純 平]
誰もがね 手と手取り合い 支え合い 輝く笑顔が あふれてるまち	[虎杖中 本 間 貫 太]
自分達が ほこりを持てる まち作り	[白老中 後 藤 孝 子]
白老町 緑をはぐくむ 母なる地	[竹浦中 三 浦 大 地]
自然も心も 豊かでキレイな やさしい町	[白老中 西 田 百 絵]
たくさんの 希望あふれる 元気まち	[白老中 松 山 亜 由]
夢いっぱい 笑顔あふれる 白老町	[白老中 長谷川 亜 美]
未来まで 輝く希望 白老町	[白老中 小山内 悠里香]
白老町 未来もきっと 元気町	[竹浦中 山 村 沙也加]

※学校名等は、提出された平成23年6月現在です。

6 将来像アンケート分析結果（概要）

1) 調査の目的

このアンケート調査は、第5次白老町総合計画の策定にあたって、基本構想に掲げる「まちの将来像」を客観的に導き出すことを目的に、町民の皆様にご協力いただき、将来のまちづくりに関して、どのような価値観をもち、また、どのような将来像を望んでいるかについて把握するために行いました。

なお、本調査では、第4次白老町総合計画策定時（平成14年）にも同様の方法で行っていることから、前回調査時との比較分析も行いました。

2) 分析手法と調査項目

今後のまちづくりを進める上で、どのような将来像がより強く求められているかについて数量的に把握するため、策定委員である鈴木聡士氏（北海学園大学准教授）のご指導、ご支援をいただき、人々の価値観を数量的かつ客観的に求めることができる「階層分析法（AHP：Analytic Hierarchy Process）」を用いて、設問の設定や結果の分析を行いました。

この調査では、将来像を評価する要因（基準）として【生活・環境】、【健康・福祉】、【生涯学習（教育）・文化・スポーツ】、【産業振興】、【コミュニケーション活動】の5つの分野を示すとともに、まちの将来像として[快適・調和型]、[自主・自立型]、[安全・安心型]、[風土・創造型]、[活力・個性型]の5つの将来像を示し、それぞれの重要度を「順位」と数直線上の「位置」で評価していただき、位置データに基づいて重要度を算出しています。

調査の手順

- 《Step1》 まず、被験者の意識構造の整理を目的として、5つの分野（評価要因）の重要度について順位付けを行う。（同順位があっても良い。）
- 《Step2》 次に、数直線上で、各評価要因の重要度を相対的に考慮しながら、「位置」で評価し、重要度関係を評価する。（数直線の長さを10とし、この範囲で自由に評価できる。）
- 《Step3》 この評価結果をもとに、それぞれの評価要因について、原点0からの位置データを測定する。
- 《Step4》 次に、評価要因ウェイトの算出（重要度の数値化）を行う。
- 《Step5》 5つの将来像（代替案）も同じ方法で評価し、総合ウェイトを算出する。

評価要因（5つの分野）

【生活・環境】【健康・福祉】
【生涯学習（教育）・文化・スポーツ】
【産業振興】【コミュニケーション活動】



代替案（5つの将来像）

[快適・調和型] [自主・自立型]
[安全・安心型] [風土・創造型]
[活力・個性型]

3) 調査の概要

- ①調査期間 平成 24 年 8 月 2 日～7 日
- ②調査対象 97 名[新旧審議会委員、策定プロジェクトメンバー等]
- ③有効回答 85 名
- ④実施状況 「しらおい未来フォーラム」の中で鈴木聡士氏から調査の主旨・回答方法等を説明後に実施。欠席した委員などは、郵送配布・回収しました。

4) 分析結果

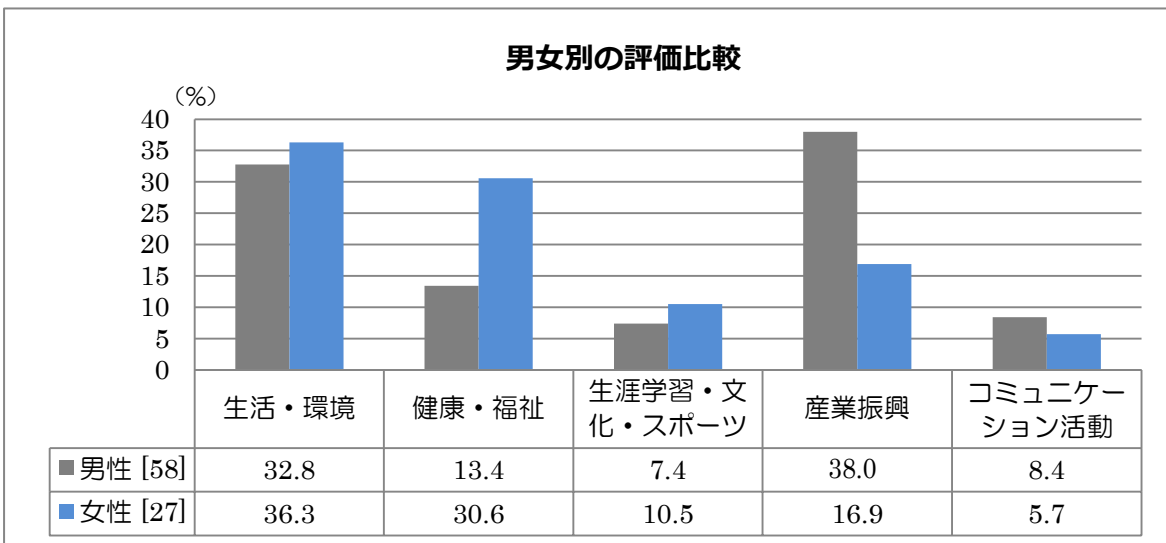
今回の調査では、①住民と職員別、②新規対象者と前回経験者別、③年齢別、④男女別、⑤居住地別、⑥価値観別、⑦前回分析時と価値観比較分析の 7 つの視点で評価結果を分析しました。

なお、この資料編では、特徴のある「④男女別」および「⑤居住地別」の属性による分析結果と、クラスター分析による「⑦前回分析時と価値観比較分析」について掲載します。

属性による分析結果

男女別の比較分析

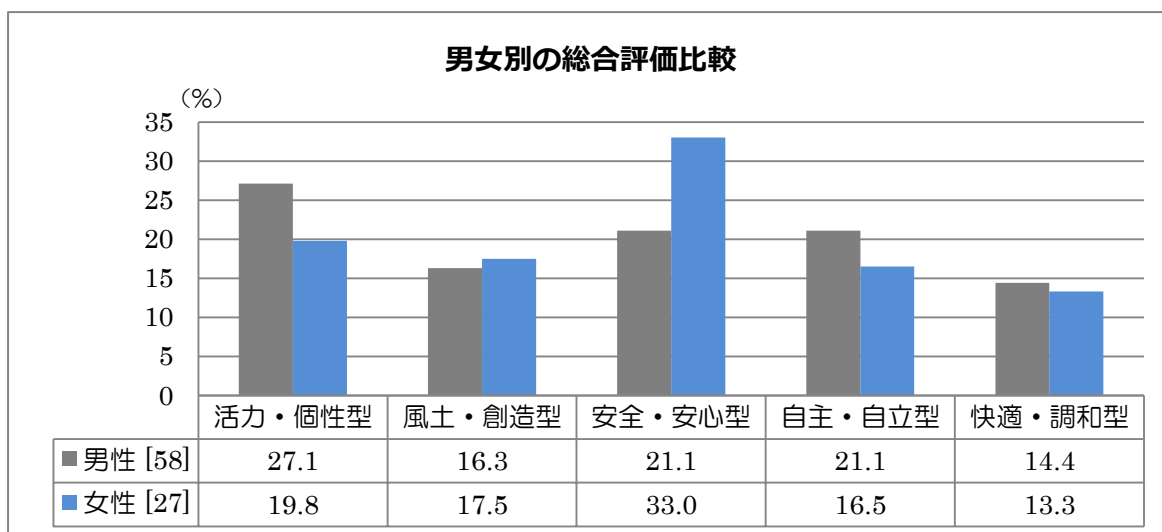
■評価要因別の比較分析（男女別）



《男 性》		《女 性》	
1 位【産業振興】	38.0%	1 位【生活・環境】	36.3%
2 位【生活・環境】	32.8%	2 位【健康・福祉】	30.6%
3 位【健康・福祉】	13.4%	3 位【産業振興】	16.9%
4 位【コミュニケーション活動】	8.4%	4 位【生涯学習・文化・スポーツ】	10.5%
5 位【生涯学習・文化・スポーツ】	7.4%	5 位【コミュニケーション活動】	5.7%

- ① 男性は【産業振興】を重視しているのに対し、女性は【健康・福祉】を重視していることがわかる。
- ② 【生活・環境】は、男性・女性の双方が重視していることがわかる。

■総合ウェイトの比較分析（男女別）

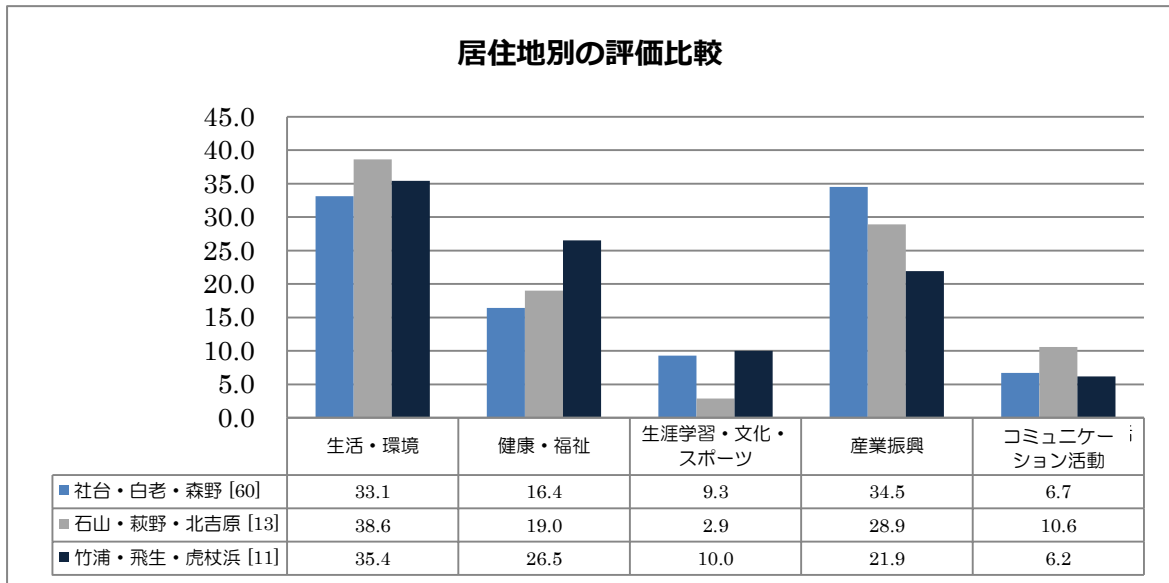


《男 性》		《女 性》	
1位	〔活力・個性型〕 27.1%	1位	〔安全・安心型〕 33.0%
2位	〔安全・安心型〕 21.1%	2位	〔活力・個性型〕 19.8%
3位	〔自主・自立型〕 21.1%	3位	〔風土・創造型〕 17.5%
4位	〔風土・創造型〕 16.3%	4位	〔自主・自立型〕 16.5%
5位	〔快適・調和型〕 14.4%	5位	〔快適・調和型〕 13.3%

- ① 男性は〔活力・個性型〕を最も重視し、次いで〔自主・自立型〕および〔安全・安心型〕を重視していることがわかる。
- ② 女性は〔安全・安心型〕を最も重視しており、その他はあまり評価の差がないことがわかる。

居住地別の比較分析

■評価要因別の比較分析（居住地別）



《社台・白老・森野》

1位【産業振興】	34.5%
2位【生活・環境】	33.1%
3位【健康・福祉】	16.4%
4位【生涯学習・文化・スポーツ】	9.3%
5位【コミュニケーション活動】	6.7%

《石山・萩野・北吉原》

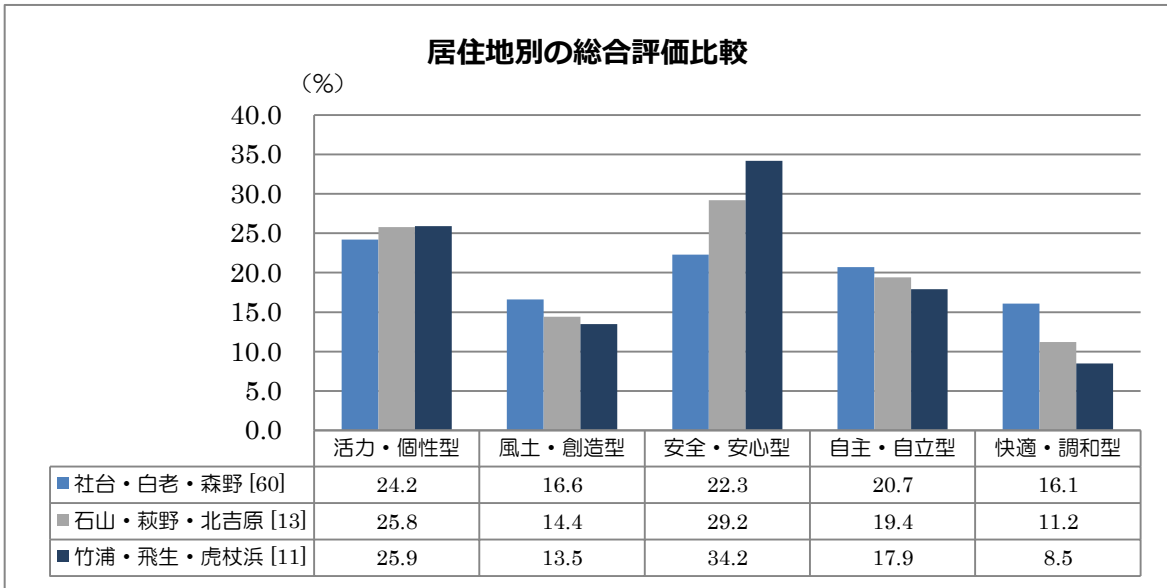
1位【生活・環境】	38.6%
2位【産業振興】	28.9%
3位【健康・福祉】	19.0%
4位【コミュニケーション活動】	10.6%
5位【生涯学習・文化・スポーツ】	2.9%

《竹浦・飛生・虎杖浜》

1位【生活・環境】	35.4%
2位【健康・福祉】	26.5%
3位【産業振興】	21.9%
4位【生涯学習・文化・スポーツ】	10.0%
5位【コミュニケーション活動】	6.2%

- ① 社台・白老・森野では【産業振興】を最も重視し、他の地域では【生活・環境】を最も重視していることがわかる。
- ② どの地域でも【生活・環境】【産業振興】【健康・福祉】が80%以上を占めるなど全体傾向に大きな差異は見られない。

■総合ウェイトの比較分析（居住地別）



《社台・白老・森野》

1位 [活力・個性型]	24.2%
2位 [安全・安心型]	22.3%
3位 [自主・自立型]	20.7%
4位 [風土・創造型]	16.6%
5位 [快適・調和型]	16.1%

《石山・萩野・北吉原》

1位 [安全・安心型]	29.2%
2位 [活力・個性型]	25.8%
3位 [自主・自立型]	19.4%
4位 [風土・創造型]	14.4%
5位 [快適・調和型]	11.2%

《竹浦・飛生・虎杖浜》

1位 [安全・安心型]	34.2%
2位 [活力・個性型]	25.9%
3位 [自主・自立型]	17.9%
4位 [風土・創造型]	13.5%
5位 [快適・調和型]	8.5%

- ① 全体傾向として、[安全・安心型] および [活力・個性型] が高く評価されていることがわかる。
- ② 特に、石山・萩野・北吉原および竹浦・飛生・虎杖浜では、[安全・安心型] を高く評価していることがわかる。
- ③ どの地域でも、[自主・自立型] を3番目に評価している。

クラスター分析による分析結果

‘クラスター分析’は、多変量解析の一手法で、「似ているもの」を客観的に分類する方法です。この方法は、まず各被験者の性格を表すデータ（評価要因ウェイト＝5つの分野の重要度）を用いて個体間の距離を計算し、その距離が最も近いもの（似ているもの）から順にグルーピングするものです。

なお、今回行った調査においては、前回調査と同様に【産業振興】を最も重視するグループと【生活・環境】を最も重視するグループの2つのグループに分類されました。

今回調査時（H23）の分類

A【産業振興】を重視するグループ…42名
B【生活・環境】を重視するグループ…44名

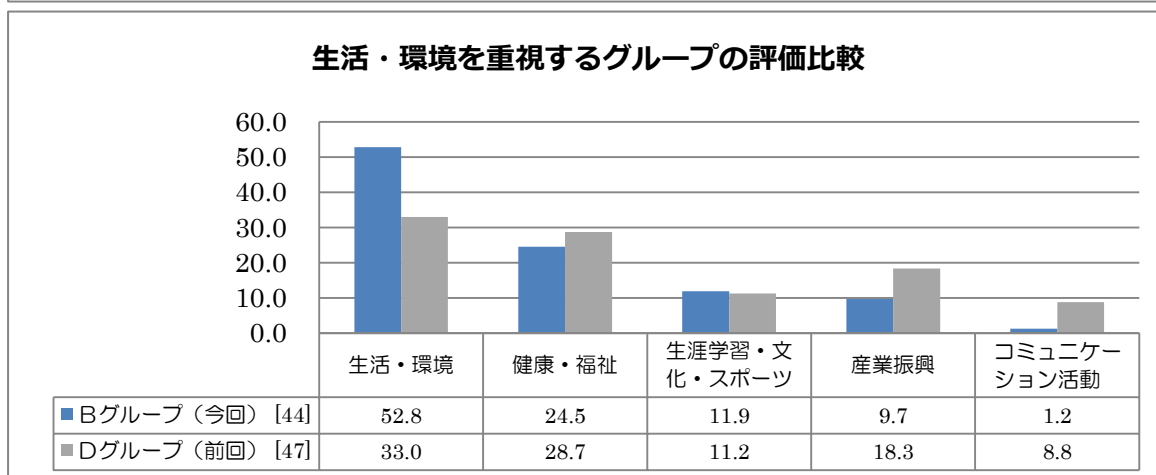
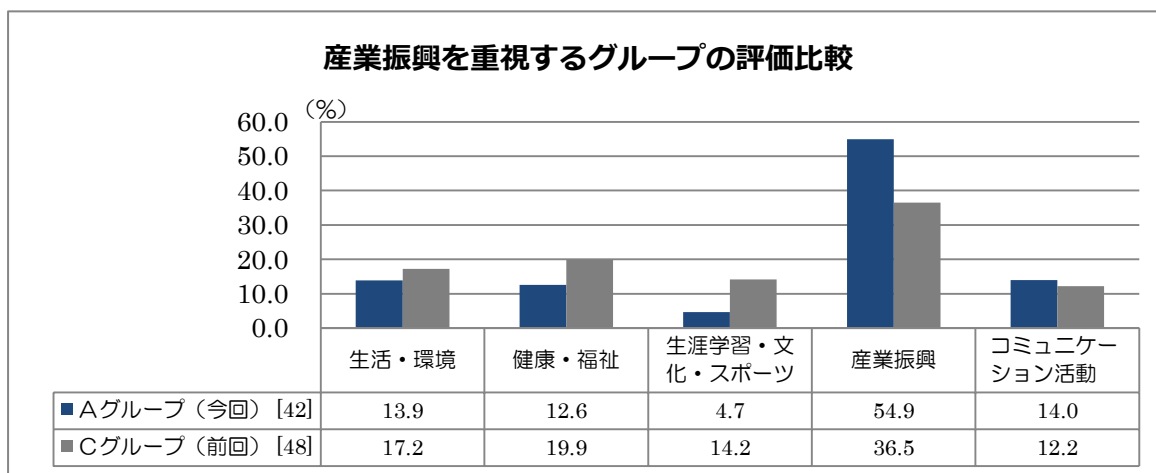


前回調査時（H14）の分類

C【産業振興】を重視するグループ…48名
D【生活・環境】を重視するグループ…47名

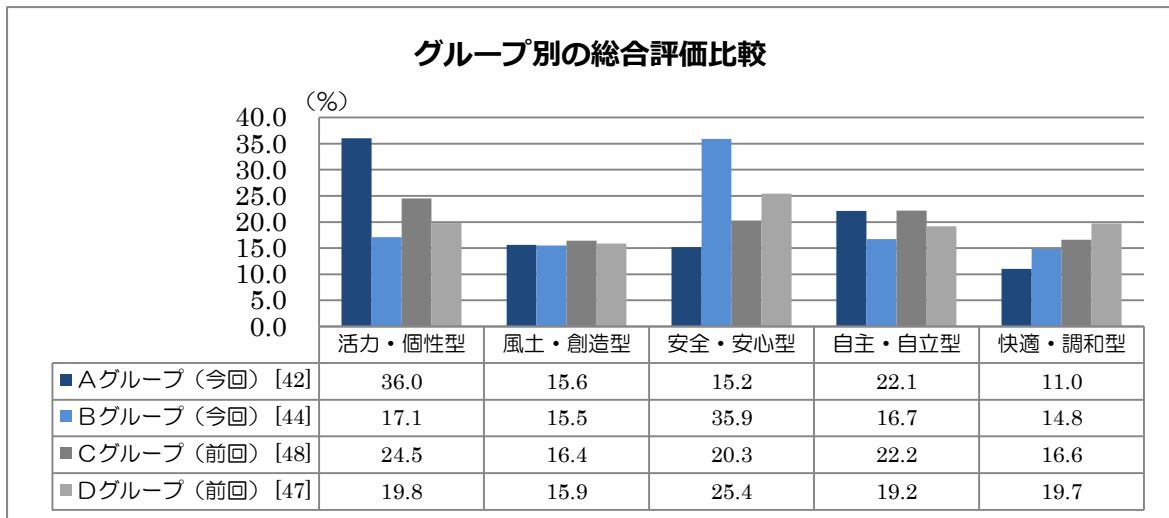
前回と今回の価値観別比較分析

■評価要因別の比較分析（グループ別）



- ① Aグループ（今回）とCグループ（前回）は、どちらも【産業振興】を最も重視しているが、今回の方がより強く【産業振興】を重視していることがわかる。
- ② 【生活・環境】を重視するBグループ（今回）とDグループ（前回）の比較においても、今回の方がより強く【生活・環境】重視していることがわかる。また、【健康・福祉】はいずれも2番目に重視されている。
- ③ 今回の調査においては、前回の調査と比べ、それぞれのグループにおいて、最も重視するものの評価が50%を超え、それ以外の評価が低い傾向にあることがわかる。

■総合ウェイトの比較分析（グループ別）



《Aグループ(今回) 産業重視》

1位 [活力・個性型]	36.0%
2位 [自主・自立型]	22.1%
3位 [風土・創造型]	15.6%
4位 [安全・安心型]	15.2%
5位 [快適・調和型]	11.0%

《Cグループ(前回) 産業重視》

1位 [活力・個性型]	24.5%
2位 [自主・自立型]	22.2%
3位 [安全・安心型]	20.3%
4位 [快適・調和型]	16.6%
5位 [風土・創造型]	16.4%

《Bグループ(今回) 生活・環境重視》

1位 [安全・安心型]	35.9%
2位 [活力・個性型]	17.1%
3位 [自主・自立型]	16.7%
4位 [風土・創造型]	15.5%
5位 [快適・調和型]	14.8%

《Dグループ(前回) 生活・環境重視》

1位 [安全・安心型]	25.4%
2位 [活力・個性型]	19.8%
3位 [快適・調和型]	19.7%
4位 [自主・自立型]	19.2%
5位 [風土・創造型]	15.9%

- ① 産業を重視しているAグループおよびCグループは、ともに [活力・個性型] を最も高く評価し、次いで[自主・自立型]を重視している。
- ② 生活・環境を重視しているBグループおよびDグループは、ともに [安全・安心型] を最も高く評価し、次いで[活力・個性型]を重視している。
- ③ 前回調査（C、Dグループ）では、1位から5位までのポイントに偏差が少ないが、今回の調査では最も重視するものの評価がより高くなっていると同時に、2位以下の評価が全体的に低くなっていることがわかる。

AHP分析結果の総合的考察

以上より、総合的な考察と将来像の方向性について考察すると次のようになります。

- ① 属性別比較分析を行った結果、評価要因についてはほとんどの属性が【生活・環境】、【産業振興】、【健康・福祉】の順に重視していることがわかりました。また、上位2要因の差はいずれの属性においてもあまり大きくなく、いくつかの属性では逆転も見られます。これら3要因の重要度を合計すると、全評価要因ウェイトのおおよそ80%以上を占めており、中心的な評価要因といえます。
- ② クラスタ分析を行った結果、評価要因に関して【産業振興】を重視するグループ（Aグループ）と【生活・環境】を重視するグループ（Bグループ）に分類されました。また、前回調査時に行われたグルーピングと比較した結果、最重視する評価要因が【産業振興】または【生活・環境】に特徴付けられるという点で一致しましたが、今回の調査では、その重視傾向がより強まっていることがわかりました。
- ③ 属性別比較分析を行った結果、代替案（まちの将来像）については、ほとんどの属性が〔活力・個性型〕または〔安全・安心型〕を最も高く評価しており、それらに次いで〔自主・自立型〕を評価しています。また、〔活力・個性型〕および〔自主・自立型〕は、【産業振興】の観点で高い評価を得ており、〔安全・安心型〕は【生活・環境】および【健康・福祉】の観点で高い評価を得ています。
- ④ クラスタ分析を行った結果、【産業振興】を重視するAグループは、〔活力・個性型〕を最も高く評価し、次いで〔自主・自立型〕を評価しています。【生活・環境】を重視するBグループは、〔安全・安心型〕を極めて高く評価しており、その他の案の評価は低レベルで均衡しています。全体平均においては、〔活力・個性型〕および〔安全・安心型〕が最も評価されていますが、クラスタ分析の結果から、一方を評価するグループは、他方をほとんど評価していないことが明らかとなりました。これは、〔活力・個性型〕または〔安全・安心型〕のどちらか一方のみを重視した将来像を設定することは極めて困難であることを示唆しています。よって、これらの要因および将来像を融合させた「まちの将来像」の設定が求められません。

7 白老町自治基本条例

白老町自治基本条例

平成 18 年 12 月 15 日
条例第 30 号

改正 平成 24 年 6 月 28 日
条例第 17 号

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 執行機関と議会をいいます。
- (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

（基本理念）

第 3 条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

第 2 章 情報共有

第 1 節 情報共有の原則

（情報共有）

第 4 条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

(情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。

3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

第2節 情報共有の基本事項

(説明責任)

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

(町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等(以下「町民の意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

(選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

第3章 町民参加

(町政参加の推進)

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。

(参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

(町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

第4章 町民

第1節 町民の基本事項

(町民の役割と基本姿勢)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

(町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

第2節 町民活動

(町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

- 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。
- 3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

第5章 議会

第1節 議会の基本事項

(議会の役割と責務)

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町的意思を決定する役割を有します。

- 2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。
- #### (議会の権限)

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

- 2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。
- 3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

(議員の責務)

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

- 2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。
- 3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。

(議会の組織)

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

第2節 議会運営

(議会の会議)

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。

- 2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。
- 3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。
- 4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不相当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。

(議会活動の充実)

第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

- 2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。
- 3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。

(議員等の能力向上)

第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。

- 2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。
- 3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。

(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。

2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。

(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

第2節 行政運営

(行政運営の基本原則)

第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

(行政改革・行政評価)

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

(行政手続)

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(個人情報保護)

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取るよう努めます。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(広域連携)

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。

2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。

(安全なまちづくり)

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(住民投票)

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

第7章 最高規範と見直し

(まちづくりの最高規範)

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

第5次白老町総合計画

平成24年10月発行

- 発行 北海道 白老町
- 編集 白老町企画振興部企画政策課